

麻しん疑い発生時の対応

2025/04/15 更新

麻しんが疑わしい所見がある場合

●八重山保健所へ連絡 ※疑いの時点で、直ちに

診察した医師が NESID にて発生届を報告。「麻しん発生報告書(様式①)」を記入。
様式①を FAX する。(Tel : 0980-82-4891 FAX : 0980-83-0474)
※保健所担当者から1時間経過しても連絡がない場合は、守衛へ連絡をお願いします。

抗体検査は医療機関にて実施

●医療機関にて検体採取 (※別紙麻しん検体採取マニュアル参照)

咽頭ぬぐい液(ウイルス輸送培地)、血液(CBC)、血清*、尿の 4 検体が必要。*あれば提出
「検査票」も記入する。

検体採取後は、医療機関が患者と直接連絡のつく携帯電話番号を確認。

その際、診察した医師から患者へ以下を伝える。

- ・療養上必要な説明を行う。(検査結果が出るまで、不要不急の外出を控えることなど)
- ・保健所から聞き取り調査のための連絡があること(保健所は疫学調査を開始。)

●検体回収

保健所が行政検査は妥当と判断した場合、保健所から医療機関へ電話し、検体を回収する日時を調整。

検体と「麻しん発生報告書(様式①)」「検査票(様式②)」を回収しに行く。

●衛研にて検査実施

●検査結果判明後…

結果判明後、保健所より医療機関へ検査結果報告を行う。

その後、医療機関から患者へ検査結果を報告、検査結果に伴った療養上の説明を行う。

●「麻しん発生追跡調査(様式③)」の提出

麻しんの診断が確定された段階、もしくは否定され他疾患と診断された段階で、
「麻しん発生追跡調査(様式③)」を記入し、保健所へ提出を行う。

※ 各種様式や「麻しん検体採取マニュアル」等は八重山保健所HPからダウンロードできます

お問い合わせ先:八重山保健所 健康推進班 0980-82-4891